

人材センターQ&A

人材センターに入会したい方へ

問1	入会はいつでもできますか？
答え	いつでも入会は可能です。 入会の要件は川本町内に居住する方で健康で働く意欲のある方です。
問2	入会はどのように行うのですか？
答え	入会される際には、様式第1号の『川本町人材センター入会申込書』を提出していただきます。 会費は入会時に年会費（当該年度末まで）として、1,000円いただきます。翌年度からは、毎年5月に開催される総会時に徴収させていただきます。
問3	脱会する時はどうすればよいのですか？
答え	脱会される際には、様式第2号の『脱会届』を提出していただきます。
問4	活動の範囲はどこまでですか？
答え	川本町全域です。
問5	配分金とはなんですか？
答え	「配分金」とは、作業に対する報酬のことです。 配分金の支払いにつきましては、作業をしていただいた翌月の25日に指定の口座に振込させていただきます。なお、指定口座は島根県農業協同組合川本支店の口座のみとさせていただきます。
問6	作業中の事故やケガの補償はありますか？
答え	作業中の事故によるケガや損害に対しては、本会で加入している保険の保障範囲内にて対応となります。

人材センターに仕事を依頼したい方へ

問1	主な作業内容はどのようなものですか？
答え	草刈りが主な作業となっていますが、急斜面などの危険が伴う作業につきましてはお断りをさせていただきます。 また、他の作業内容に関しては要相談となります。
問2	料金はどうなっているのですか？
答え	作業時間は、1時間あたりの料金が決まっています。 町内在住者は1,200円 町外の方は1,800円です。 さらに、機械使用料が1時間あたり200円、燃料が1ℓあたり250円となっています。その他、必要な物品等を購入した場合は、実費となります。
問3	町内在住者の決まりがありますか？
答え	川本町において生活（居住）している方と定めております。
問4	連絡をしたらどのくらいで作業をしていただけますか？
答え	時期や会員の都合により、はっきりとは言えませんが、できるだけ希望に添えるようにとは思っております。 依頼は期間に余裕を持ってお願いします。
問5	作業料金の支払いはどのようにしたらよいのですか？
答え	作業完了後に請求書を送付いたしますので、請求日の翌月末日までに、島根県農業協同組合もしくは山陰合同銀行に振り込んでいただくか、直接、川本町社会福祉協議会（川本町役場内）の窓口でのお支払いも可能です。 また、町内であれば集金（振込・持込困難な方に限り）も可能です。 （振込手数料はお客様のご負担でお願いします。）
問6	刈った草などは邑智クリーンセンターへ持って行ってもらうことができますか？
答え	邑智クリーンセンターへの搬入は行っておりません。 刈った草などは、その場に一箇所に集める。または、そのままにさせていただきます。
問7	初めて利用しますが申込書などはありますか？
答え	申込書はありませんが、様式第3号の『川本町人材センター利用説明書』をご確認いただき、ご希望に添う内容でしたら、同意書にご署名いただき作業に入らせていただきます。